

令和3年度尼崎市国民健康保険特定健診等受診率
向上対策業務委託にかかるプロポーザル募集要項

令和2年12月

尼崎市

令和3年度尼崎市国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託にかかるプロポーザル募集要項

この要項は、尼崎市国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務の委託業者を選定する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

1 趣旨

尼崎市では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査」をはじめとする、各種健康診査（以下「健診」という。）を実施しており、その受診率については平成23年度以降、40%前後で推移していたが、平成30年度32.9%、令和元年度31.4%とここ数年で大きく低下している。そこで、以下の経緯を踏まえ、改めて受診率向上に向けた対策が必要であり、市民の健康づくり等と合わせた総合的な戦略を企画提案し、実行できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

【受診率向上対策の経緯と今後の展望について】

特定健診開始当初の平成20年度から平成22年度までは、行政が考えた受診率向上対策（個別に業務委託し、対象者への受診券の個別通知や勧奨パンフレットの送付、健診の受け方を記載した啓発物の全戸配布を実施。また本市職員による選挙投票所での同時健診、社会福祉協議会等地域組織の会合へ出向いてのPR活動など）を実施してきたが、市の目標受診率には至らなかった。そこで、平成23年度から平成29年度は、行政の発想の枠を超えたアイデア等、民間のノウハウを活用した受診率向上にかかる総合戦略を企画・実現可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、継続的な対策による効果を狙い、各事業者と複数年にわたる契約を締結してきた。結果、受診率は業務委託前を上回り、行政の発想の枠を超えた企画および事業展開によるものであると評価している。

しかしながら、特定健診を開始してから10年以上が経過し、近年受診率が低下してきていることも踏まえ、より一層の新規受診者の獲得と継続受診者の増加を狙った対策が必要であると考えている。

2 業務名

尼崎市国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務

3 業務内容

別添、尼崎市国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 業務委託期間（予定）

より確実な受診率向上に向け、継続した統一感のある受診率向上対策を実施するため、令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。なお、3年間に亘る予算措置を行うものではないため、契約は1年毎に、毎年度の予算の範囲内で締結することとする。但し、受診率の大幅な低下など業務実績によっては、業務委託期間であっても契約を打ち切る場合がある。

5 提案上限額

62,990千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

当該企画提案は、令和3年度予算の議決を得ることを前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、議会の議決を得られない場合は契約を締結できない。また、委託料上限額についても、変更の可能性がある。

6 参加資格要件

プロポーザル参加資格として、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、公的な認定機関により認証された管理システム（プライバシーマークやISO27001等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みを整備していること。
- (3) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者。
- (4) 当該健診の受診率向上対策として、確実に受診率が向上するよう、年間スケジュール並びに各種業務を企画立案し、運営、評価までの業務を一括実施することが可能であること。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 次に掲げる事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 尼崎市から入札参加停止（指名停止）措置を受けている者
 - ウ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する者及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 国税、地方税を完納していない者（法人又はその代表者及び団体の代表者に適用）
 - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当すると認められる者
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

7 スケジュール

募集等に関するスケジュールについては、次のとおりとする。

	項目	日程
1	参加募集の公告	令和2年12月8日(火)
2	質問書の受付	令和2年12月8日(火)～令和2年12月18日(金)
3	委託業務内容に関する説明会	令和2年12月14日(月)
4	質問書及び回答の公表	令和2年12月22日(火)
5	参加表明書の受付	令和2年12月23日(水)～令和2年12月28日(月)
6	企画提案書類の受付	令和3年1月4日(月)～令和3年1月14日(木)
7	プレゼンテーションの実施	令和3年1月18日(月)
8	選定結果の通知	令和3年1月22日(金)
9	業務の引継ぎ	令和3年1月25日(月)～令和3年3月31日(水)
10	業務開始	令和3年4月1日(木)

8 質問書の提出について

募集要項及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式1）に記載の上、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

令和2年12月8日（火）から令和2年12月18日（金）午後5時30分まで

(2) 提出先

電子メールアドレス：ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

なお、メール件名は次のとおりとする。

【会社名】 尼崎市国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務（質問書）

(3) 質問書の回答

各法人等からの質問書を取り纏めた回答書を令和2年12月22日（火）までに、質問書（様式1）に記載したメールアドレス宛に回答する。

(4) 留意事項

ア 電子メールの送信後、必ず事務局へ電話にて電子メール到着の確認を行うこと。

イ 質問書の回答のため、事務局から質問内容について問い合わせることがある。

ウ 質問及び回答はすべて令和2年12月22日（火）に本市ホームページで公表する。

9 委託業務内容に関する説明会について

令和2年12月14日（月）午後2時から尼崎市役所本庁南館1階健康支援推進担当事務室東隣りにて行う。令和2年12月10日（木）午後5時30分までに、事務局まで電話で事前予約すること。

10 参加表明書等の提出について

(1) 提出方法及び受付期間

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

令和2年12月23日（水）から令和2年12月28日（月）午後5時30分まで（必着）

※持参での受付時間は、平日午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出場所

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市健康福祉局保健部健康支援推進担当（尼崎市役所南館1階）

電話番号 06-6489-6797

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式2） 1部

イ 国税、都道府県税、及び市税を滞納していないことの証明 1部

（ア）参加事業者が尼崎市に存在する本・支店及び営業所の場合、尼崎市市税を現在滞納していないことの証明書

（イ）参加事業者が、尼崎市に存在していない本・支店及び営業所の場合、当該所在地の市区町村税を現在滞納していないことの証明書

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部

エ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） 1部

オ プライバシーマークやISO27001等、公的な認証機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していることわかる認定書の写し 1部

11 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法及び受付期間

持参または郵送とする。（書留郵便に限る。）

令和3年1月4日（月）から令和3年1月14日（木）午後5時30分まで（必着）

※持参での受付時間は、平日午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出場所

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市健康福祉局保健部健康支援推進担当（尼崎市役所南館1階）

電話 06-6489-6797

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 見積書（様式4）

ウ 誓約書（様式5）

(4) 留意事項

ア 提出部数10部（正本1部、副本9部）

- イ 書式はA4版縦型を原則とする。
- ウ 提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- エ 提出された申請書類や資料は、一切返却しない。
- オ 企画提案書類の受付期間後における申請書類の再提出及び差し替えは認めない。

12 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に対する質疑及び補足説明を求めるため、次に掲げるとおり、プレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和3年1月18日(月)の指定する時間

(2) 場所

尼崎市役所本庁南館1階健康支援推進担当事務室東隣り

(3) 実施時間

1社40分程度とする。(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)

(4) その他

- ア プレゼンテーションに参加しない場合は、選定の対象外とする。
- イ プロジェクター1台及びスクリーンは、事務局にて用意するものとし、その他必要な機材は応募者にて用意するものとする。
- ウ プレゼンテーションに出席可能な人員数は3名以内とする。
- エ プレゼンテーション内容について、録音することをご了承いただくものとする。

13 審査方法及び審査基準

選定にあたっては、以下のとおり審査を行うものとする。

(1) 審査方法

- ア 審査は尼崎市職員で組織する選定委員会による公募型プロポーザル方式により、企画提案書一式及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価し選定する。
- イ 選定委員会による審査の結果、最高得点の応募者を優先契約候補者とする。

(2) 審査基準

選定基準は、以下の視点に基づき採点する。選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加事業者のうち市内事業者(尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者)又は準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者)であれば本市が定める割合で一定の加点を行う。また、市内事業者、準市内事業者、市外事業者に関わらず、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用があれば、本市が定める割合で一定の加点を行う。

本プロポーザルに関して、応募者が1者の場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の最終合計点数が、満点の60%未満の場合は不採用とする。

なお、審査基準について以下の情報以外は公表できない。

企画提案にあたり、企画提案書(様式3)〈別表〉の企画提案項目一覧1から9に沿った構成

とすること。

ア 提案全般（基本方針等）

例) 目的、目標、対象者設定が妥当か。

イ 健診受診率向上に係る企画提案

例) 業務にかかる十分な専門的知識を有し、効果的、効率的な手法が提案されているか。

ウ アウトバウンドによる受診勧奨

例) アウトバウンドによる受診勧奨を実施できる体制及び実施計画があるか。

エ 健診データの分析及び活用

例) 効果的な受診勧奨を実施するためのデータ分析を導入しているか。

オ 健診案内サイト運用

例) 効果的にPRするコンテンツ内容について、提案がなされているか。

カ 健診予約システム運用

例) セキュリティやシステム管理機能が適切であるか。

キ 健診予約受付業務

例) 迅速かつ正確に応答し、応答の満足度を得られるか。

ク 危機管理体制、BCP（事業継続計画）

ケ セキュリティ・個人情報保護

例) 個人情報及び契約に基づき得られた情報の管理が適切にできるか。

14 選定結果の通知

選定結果については、令和3年1月22日（金）までに、書面により通知する。

15 業務の引継ぎ

契約候補者に選定された法人等は令和3年3月31日（水）までの間に、各種業務マニュアル・各種データ・業務ノウハウを含め、委託業務に必要な事項について、現在の契約事業者から引継ぎを受けることとする。

16 契約締結にかかる手続き等について

選考結果発表後、契約候補者と尼崎市で契約締結に向け、仕様、契約の範囲、事業者の役割、詳細見積り等細部の調整・協議を実施し、委託業務にかかる仕様書を確定させたいうで、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。

尼崎市と契約候補者との協議が整わない場合は、選考結果において、次点の候補者と契約締結に向け調整・協議を実施し、契約相手方を決定する。なお、次点の候補者の提案については、令和3年2月28日まで有効とする。

契約締結までの具体的なスケジュール等は、尼崎市の指示に従うこととする。

また、契約締結により尼崎市が委託者、事業者が受託者となり、契約締結際には次の条件を遵守する。

(1) 契約保証金

尼崎市と契約を締結する際には、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定及び尼崎市契約規則により、契約日から5日以内に契約保証金(契約金額の100分の5以上)の納付が必要となる。ただし、尼崎市契約規則第32条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

(2) 権利義務の譲渡等

受託者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により尼崎市の承認を得たときは、この限りではない。

(3) 調査等

尼崎市は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ尼崎市の承認を得なければならない。

(5) 契約の解除等

尼崎市は、受託者が次のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要しないでこの契約を解除することができる。

ア 正当な理由がなく、所定の期日までに委託業務に着手しないとき。

イ 履行期限内に委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないとき。

ウ 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当することとなったとき。

エ 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、これにより契約の目的を達することができないとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

以上の規定により尼崎市がこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損害があっても、尼崎市は、一切その補償の責めを負わない。

(6) 成果報告等

受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに、委託業務の成果を尼崎市に報告し、尼崎市の検査を受けなければならない。

(7) 損害賠償責任

受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

ア 受託者が委託業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えたとき。

イ 契約解除の規定により契約が解除された場合において受託者が尼崎市に損害を与えたとき。

(8) 仕様書等の変更

尼崎市は、委託業務を完了させるために仕様書の内容を変更する必要があると認めるときは、受託者と協議のうえ、双方が記名捺印した書面によりこれを行うことができる。

(9) 権利の帰属

当該委託業務により作成された成果品や関連資料等に関する無体財産権並びにそれを受ける権利その他成果品の利用に関する権利は、尼崎市に帰属するものとする。

ただし、パブリシティなどの上記によりがたいものや、著名人、キャラクター等に係る著作権等については、受託者と別途協議のうえ決定するものとする。

(10) 成果品の公表・発表

尼崎市は、委託業務により作成された成果品や関連資料等を自由に公表し、又は変更することができるものとし、受託者は、これに関して何ら異議を述べないものとする。

(11) 費用負担

受託者は、委託業務の実施に必要な人員や機材等を確保し、その他委託業務の実施に必要な経費は、当仕様書に定める業務実施の範囲において受託者の負担とする。

(12) その他

委託業務を遂行するに当たっては「尼崎市個人情報保護条例」及び「尼崎市情報セキュリティポリシー」並びにその他関係法令にもとづき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 尼崎市が提供した関係資料の取扱いについては適正に維持管理すること。

イ 直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。契約の期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

ウ 尼崎市の関係資料を滅失し、又はき損しないよう、その取扱いについては細心の注意を払うとともに、当該関係資料を契約目的以外に使用し、又は第三者へ提供しないこと。

エ 尼崎市が提供した関係資料を複写又は複製しないこと。

オ 尼崎市が提供した関係資料は、契約の期間満了後、直ちに尼崎市に返還すること。

カ 関係資料の漏えい、滅失、き損若しくは改ざん等の事故あるいは委託業務の遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を尼崎市に報告するとともに必要な措置をとること。

キ 委託業務に従事する者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時セキュリティに関する研修その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。

ク 委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行すること。

(13) 定めのない事項の処理

契約に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、尼崎市と受託者が協議して定める。

17 その他

(1) 企画提案書類の作成に要する経費、参加申込に要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。

(2) 企画提案書作成時において入手した尼崎市独自の情報等は、適正に管理するとともに、情報漏えい及び不正使用しないこと。

(3) 審査結果通知後、選考されなかった事業者は、この事業に関して本市から提供を受けた資料については、直ちに紙媒体については裁断のうえ廃棄し、電子データについては消去すること。

(4) 提出された企画提案書類は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。

(5) 業者選定に関する審査内容及び経過については公表しない。

(6) 審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては一切認めない。

18 事務局

尼崎市役所健康福祉局保健部健康支援推進担当（尼崎市役所南館 1 階）

担当者 堀本

住 所 〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

電 話 06-6489-6797

F A X 06-6481-1409

電子メールアドレス ama-kenkoshien@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上